●「健康食品」について

「健康食品 とは

健康の保持増進に資する食品として販売・利用されている食品全般について「健康食品」と呼ばれること がありますが法令に定義されている「保健機能食品」を除いた「いわゆる健康食品」については、明確な定 義はありません。

保健機能食品(「健康食品」のうち、国が制度化しているもの)

●特定保健用食品

特定の保健の用途に資することを目的として、健康の維 持増進に役立つ又は適する旨の表示について厚生労働 大臣が個別に許可又は承認した食品

●栄養機能食品

定められた規格基準に適合していれば、国への許可申 請や届出なくして、厚生労働省が指定した栄養成分の 機能を表示できる食品

※いずれも、審査等により安全性も担保している。

健康の保持増進効果等の虚偽・誇大広告等の禁止 食品として販売される物について、健康の保持増進の効 果等に関し、

- ・著しく事実に相違する
- ・著しく人を誤解させる

ような広告等の表示をしてはならない。

安全性について

一般食品における安全性確保に加え、特 殊な方法により摂取する食品等の暫定流 通禁止措置

健康食品制度の見直し

- ●表示内容の充実 (平成17年2月1日)
- ・特定保健用食品制度の見直し

●表示の適正化

・栄養機能食品にふさわしくない表示を禁 止するなど、保健機能食品における表示 規制を強化

●安全性の確保

・錠剤・カプセル状等食品の、適正製造規 範(GMP)ガイドライン、原材料の安全性自 己点検ガイドラインの作成

安全性・有効性の情報について

独立行政法人国立健康・栄養研究所ホームページ

『「健康食品』の安全性・有効性情報」 http://www.nih.go.jp/eiken/

からだの生理学的機能などに影響を与える 保健機能成分を含む食品で、血圧、血中の コレステロールなどを正常に保つことを助け たり、おなかの調子を整えるのに役立つなど の特定の保健の用途を表示するもの

栄養素(ビタミン・ミネラ ル)の補給のために利 用される食品で、栄養素 の機能を表示するもの

医薬品 (医薬部外品を含む)

特別用途食品

(許可制)

特定保健用食品

(許可制)

〈表示内容〉

- ・栄養成分含有表示
- ・保健用途の表示 (栄養成分機能表示)
- 注意喚起表示

栄養機能食品

(規格基準型)

〈表示内容〉

- · 栄養成分含有表示
- 栄養成分機能表示
- 注意喚起表示

いわゆる健康食品

〈食品〉

- ●安全性の確保
- ●虚偽誇大広告等の禁止

病者用、妊産婦用、授乳婦 用などの特別の用途に適す る旨の表示をする食品